

「調布市手話言語条例（案）」及び
「調布市障害者の多様な意思疎通に関する条例（案）」について

1 条例の性格

(1) 調布市手話言語条例

独自の「言語」としての手話の理解と普及を図るもの

(2) 調布市障害者の多様な意思疎通に関する条例

様々な障害特性に応じた意思疎通（コミュニケーション）に関する手段、配慮、支援等の理解と普及を図るもの

2 検討経過

- ・ 障害者団体、関係機関、学識経験者、市民代表等で構成する「調布市手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例検討委員会」を設置し条例の内容について検討を実施
- ・ 委員会での議論を踏まえ、「手話は言語である」ということと、日本語を伝えるための意思疎通の支援は、根本が異なるものとして、2つの条例案として作成

第1回～第5回委員会 令和5年11月～令和6年5月

パブリック・コメント手続き 令和6年6月5日(水)～7月4日(木)

第6回委員会 令和6年7月16日(火)

3 パブリック・コメント手続き実施結果

(1) 意見提出件数 44件（12人）

(2) 提出意見の内訳

ア 全般に対する意見	9件
イ （仮称）調布市手話言語条例（案）に対する意見	26件
ウ （仮称）調布市障害者の多様な意思疎通に関する条例（案）に対する意見	9件

(3) 主な意見

- ・ 調布市のこの2つの条例が通り、障害を持たれている方々がとそうでない人達とが互いに尊重しあい住みやすい社会になれば良いと思う。
- ・ 手話は「言語」という当たり前のことをどうか一般的な常識になっていくことを願っています。
- ・ 全体を通してわかりにくく、誰が、何が・を、対象であるか明確でない。
- ・ 小学生の科目に取り入れて小学校で全員が手話に触れる機会を作る。
- ・ 失語症者向け意思疎通の重要性とその制度を使うことができる素地が今回の条例制定を機に皆に周知され整っていくことを願っている。